

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	光市 35210
地域名 (地域内農業集落名)	三井地区、島田地区、浅江地区、光井地区、室積・牛島地区 (三井地区(常盤、大和、原田、殿河内、今積、別所、樋ノ口、観音寺、一の坂、大原、天符、今榎、入、妙見所、樋ノ迫、横畠、溝呂、県営住宅) 島田地区(駅上、亀山、栄町、黒井、畑、宗、山田、石田、山近、林、大田、原、領家、宮ノ尾、島田市) 浅江地区(土井、新山、荒神、協和、西河内、貴布弥、駒ヶ原、木園、谷横、上ノ町、東筒井、西筒井、光駅前、懸山、虹ヶ浜西、川口、高洲、栄上、栄下、中村住宅、上ヶ原、木園住宅、和田住宅) 光井地区(鮎婦、新畑、八海、家近、瀬越、浴、淳厚、脇田、戸仲東、戸仲西、大和、戎町、紺屋浴、錦町、中央町、正門町、宮元町、金山前、金山後、高畑住宅、野原住宅) 室積・牛島地区(五軒屋、東伊保木、西伊保木、岩屋、東之庄、市延、上西ノ庄、中西ノ庄、下西ノ庄、江ノ浦、向町、神田住宅、市場、中央、正木、大町住宅、松原、新開、新宮、山根町、南町、宮ノ脇、前松原、牛島))

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	151.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	151.1 ha
② 田の面積	138.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	12.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	20.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	△3.3 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	98.2 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	27.1 ha
(備考)遊休農地面積12.8ha(うち1号遊休農地12.8ha、2号遊休農地0ha) ⑤は、三井、島田、浅江、光井、室積・牛島地区内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手不足や農業者、地域住民の高齢化、農業用施設の老朽化等に伴い、農地の耕作及び維持管理ができず耕作放棄地の増加が懸念される。
- ・肥料価格や燃料費、農業用資材費等の高騰に加え、米をはじめとする農作物の取引価格が安定せず、品目によっては収益性が低いものもあるため、農業に魅力が感じられず、新規就農者の確保、定着につながっていない。
- ・耕作放棄地の周辺農地を中心に有害鳥獣被害が発生しているが、その中には所有者不明の農地もあり対応が難しい場合がある。
- ・市街地の周辺部では、農地が点在しており、農地の集積・集約化を進めることが困難。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・本地域の基幹作物である水稻をはじめ、法人経営体による麦、大豆の土地利用型農業を中心に展開していくとともに、個人農業者による施設園芸や露地栽培など地域の特性に応じた高収益作物の生産振興を図る。
 ・耕作条件の良いほ場整備済みの農地については法人等の担い手による農地集約を図り、効率的かつ生産性の高い農業経営ができるよう営農環境を整えていく。
 ・担い手がいない地域や農地(特に優良農地)については、関係機関で連携し、新たな担い手を発掘するなど、農地の利用調整を図る。
 ・農地の草刈りや、水路の管理、耕作放棄地対策などは、地域一丸となって取り組んでいく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・効率的な農業経営を行うため、農業者、地権者、関係機関が相互に農地の利用調整を図り、担い手への集約化を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	9.1	%	将来の目標とする集積率
			7.7 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・必要に応じて耕作者間で農地を交換するなど集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・効率的な農業経営を行うため、農業者、地権者、関係機関が相互に農地の利用調整を図り、担い手への集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・農地中間管理機構への貸し付けによる担い手への集積・集約化を引き続き進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組
・耕作者及び地権者の意向、地域の実態等を踏まえ基盤整備事業の活用の可能性について検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・市やJAなどの関係機関が相互に連携し、多様な担い手の育成や市外からの新規就農者の参入を促す。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・必要に応じて、ドローンによる防除作業の委託など各種支援事業を活用することにより、効率化や低コスト化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④畑地化・輸出等	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携等	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①有害鳥獣被害を防止するため、地域の農業者等で協力し、捕獲や防護に取り組んでいく。
- ③農業用機械の導入により、効率的かつ収益性の高い農業の実現を目指す。
- ⑦草刈等の保全・管理を地域一丸となって行えるよう農業者のみならず、地域住民を含めた協力体制を構築する。

